

2020年7月13日

株式会社ダイセル

当社内部通報制度「企業倫理ヘルプライン」が
消費者庁の内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)に登録

株式会社ダイセル(本社：大阪市北区、代表取締役社長：小河義美)の内部通報制度「企業倫理ヘルプライン」が、2020年7月10日付で消費者庁所管の内部通報制度認証((自己適合宣言登録制度)、以下：「本制度」)に登録されました。

本制度は、事業者が自らの内部通報制度を評価して、認証基準*1に適合している場合、当該事業者からの申請に基づき指定登録機関がその内容を確認した結果を登録し、所定のWCMS*2マークの使用を許諾する制度です。

当社の「企業倫理ヘルプライン」は、公益通報者保護法が規定する労働者等からの法令違反等に関する通報への適正な対応の仕組みを定め、不正・不祥事の防止、早期発見を促進することを目的として設置されております。当社では、企業倫理(コンプライアンス)をサステナブルな経営を行う上での基盤の一つとして位置付けており、「企業倫理ヘルプライン」のほかにも、法令順守活動、教育・研修プログラムなどのコンプライアンス活動に力を入れております。

当社は今後も、さらなるコンプライアンス体制の強化に加え、役員・従業員一人ひとりへのコンプライアンス意識のより一層の浸透に向けて取り組んでまいります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社ダイセル

IR・広報室

TEL：03-6711-8121

*1 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成28年12月9日消費者庁)に基づく内部通報制度認証基準

*2 Whistleblowing Compliance Management System